

# 白山市地域包括支援センター委託法人公募要領

令和5年12月

白 山 市

## 目 次

1	公募の趣旨	1
2	圏域及び整備数	1
3	応募資格	1
4	受理の取消	2
5	業務内容等	2
6	業務対応時間	2
7	人員配置基準	2
8	施設の整備	3
9	委託契約期間	3
10	委託料	3
11	センターの運営財源	3
12	応募方法	4
13	公募に関する質問受付及び公募説明会の開催	5
14	応募の取り下げ	5
15	受託候補者の選定及び決定	5
16	選定後の手続き	6
17	今後のスケジュール予定	6
18	問い合わせ及び書類提出先	6

## 1 公募の趣旨

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちを目指し、より一層の地域包括ケアシステムの深化・推進していくため、平成29年4月より市内7つの日常生活圏域のうち6ヶ所を、また令和2年10月にはすべての日常生活圏域に社会福祉法人等への委託により地域包括支援センター(以下、「センター」という。)を設置しています。

今回、下記圏域において、令和6年10月から令和9年3月31日までのセンター業務受託法人を募集します。

## 2 センターの担当圏域

圏域名	担当地区
松任東	旭・中奥・郷

\*参考(令和5年4月1日現在)

圏域	圏域人口	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	65歳以上ひとり暮らし世帯	高齢者のみ世帯	要支援	要介護1.2	要介護3~5	地区公民館数
	人	人	%	人	世帯	世帯		人	人	人
松任東	17,752	4,379	24.7	2,162	444	692	243	212	226	3

## 3 応募資格

応募することができる法人は、応募受付期日において、白山市内で介護保険サービス事業所を運営している社会福祉法人又は医療法人(白山石川医療企業団を含む。)とします。また、次の要件を満たすことができる法人であることとします。

- (1) 応募する圏域内に、センターを設置できること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第2号各号に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き又は民事再生法手続きをしていないものであること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない

者の統制の下にない団体であること。

- (6) 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、地方税の滞納が無いこと。
- (7) 役員に、禁錮以上の刑に処せられた者がいないこと。
- (8) 役員に、過去5年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しい不当な行為をした者がいないこと。
- (9) 役員に、保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられた者がいないこと。
- (10) 原則として、公募説明会に参加していること。

#### 4 受理の取消

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (3) 応募受付後、別に定めるプレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

#### 5 業務内容等

センターの業務は以下のとおりとします。詳細は、「白山市地域包括支援センター業務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)をご覧ください。マニュアルは、白山市地域包括支援センター業務受託法人公募説明会(以下「説明会」という。)で配付予定ですが、事前配付を希望する場合は電話連絡の上、白山市役所本庁舎1階 健康福祉部長寿介護課(住所:白山市倉光二丁目1番地)に受け取りに来てください。

なお、マニュアルに記載の業務は、令和5年度の業務内容です。法令等の変更などにより業務内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

- (1) 包括的支援事業
  - ア 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)
  - イ 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)
  - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)
  - エ 地域ケア会議の開催(介護保険法第115条の48第2項)
  - オ 在宅医療・介護連携推進事業(介護保険法第115条の45第2項第4号)
  - カ 生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)
  - キ 認知症総合支援事業(介護保険法第115条の45第2項第6号)
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ア 介護予防ケアマネジメント業務(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)
  - イ 一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)
- (3) 指定介護予防支援業務(介護保険法第8条の2第16項)
- (4) 任意事業(介護保険法第115条の45第3項)及びその他の業務

- (5) 連絡調整業務等その他の業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 6 業務対応時間

- (1) 窓口開設日 月曜日から金曜日まで（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）
- (2) 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 緊急時の対応

電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については運営本体施設等との連携により対応しても差し支えないものとする。

## 7 人員配置基準

センターの職員配置基準は次のとおりとします。いずれも専従の職員を常勤で配置し、その中の1名を管理者として選任してください。なお、令和6年度市当初予算の編成過程で変更する場合があります。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1名
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1名
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1名

\*「準ずる者」とは、次のとおりとする。

- ①保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない。）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者
- ②社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- ③主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識と能力を有する者

## 8 施設の設備

- (1) 施設については、法人所有または、法人名義での賃借であること。
- (2) 施設は、高齢者の来訪に配慮した仕様とするほか、来所用の駐車場を十分に確保すること。
- (3) センターの運営に必要な事務室、会議室、相談室を確保すること。
- (4) センター専用の施設できる書類保管庫や、センター専用の電話、FAXの設置、インターネットに接続できる環境を整備し、センター専用の電子メールアドレスを取得すること。また、業務に必要な備品、事務機器類、自動車等を整備すること。自転車、自動車等の保険加入は必須とし、安全な運用について全責任を負うこと。

## 9 委託期間

委託期間は、令和6年10月1日から令和9年3月31日までを予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。なお、初年度のみ令和7年3月31日までとし、翌年度以降は4月1日から翌年3月31日までの1年毎とします。

ただし、受託法人が介護保険法等に定められた事項を遵守しないと認められるなど、センターの運営に著しい支障が生じる恐れがあるときには、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

なお、令和6年4月1日から9月30日までは、既存運営事業者との引継ぎ及び開設準備の必要があります。

## 10 委託料

業務実績に基づき、受託者の請求により支払います。支払いの時期、方法、金額については契約時に定めます。なお、令和6年度市当初予算の編成過程で変更する場合があります。【参考：松任東圏域 令和5年度委託料 14,400,000円】

## 11 センターの運営財源

### (1) 運営財源

市からの委託料及び介護報酬（介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援）とする。

### (2) 業務委託料の支払い方法

受託者の請求により支払う。支払い時期、方法については契約等にてこれを定める。

## 12 応募方法

### (1) 提出書類

#### 【申請書類】

書類No	書類の名称	様式
1	白山市地域包括支援センター運営事業者応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	法人の概要	様式3
4	役員名簿	様式4
5	応募の趣旨	様式5
6	白山市地域包括支援センター運営事業に関する提案	様式6
7	個人情報保護及び苦情解決体制	様式7
8	職員の育成方針	様式8
9	職員確保の体制	様式9
10	事務所設備計画	様式10

## 【添付書類】

法人の定款または寄付行為（最新のもの 写し可）
法人の登記事項証明書（原則とし、応募の3か月以内に発行されたもの 要原本）
法人の財務状況に関する書類（過去2年分 写し可） （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録等）
納税証明書（直近2年分 要原本） ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）：未納の税額がないことの証明 ・ 都道府県税、市町村税：全税目において未納がないことの証明
管理者予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書面の写し
その他応募書類提出にかかる参考資料

### (2) 提出期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月26日（金）まで  
（午前8時30分～午後5時15分まで）

### (3) 提出先

白山市健康福祉部長寿介護課

### (4) 提出部数

紙媒体：正本1部、副本6部（正本の写し）  
PDFデータ

### (5) 提出方法

管理者（予定）又は代表者が、事前に電話予約の上、持参すること。  
書類の確認を要するため、郵送での受け付けはしない。

### (6) 提出にあたっての留意事項

提出書類はA4版縦型フラットファイルの左綴じとし、書類にインデックスを添付すること。提出された書類は理由の如何に問わず返却しないものとする。  
また、書類提出にかかる一切の費用は、応募法人の負担とする。

## 13 公募に関する質問事項の受付及び公募説明会の開催

### (1) 公募内容に関する質問の受付について

ア 受付期間 令和5年12月4日（月）～12月13日（水）まで

イ 受付方法 質問票に記入の上、FAXまたはメールにて提出

FAX： 076-274-9529

メール： [choujyu@city.hakusan.lg.jp](mailto:choujyu@city.hakusan.lg.jp)

ウ 質問・回答 受け付けた質問は、公募説明会において回答する。  
公正を期するため、窓口・電話で個別に回答しない。

### (2) 公募説明会の開催

「白山市地域包括支援センター業務委託法人公募説明会」を次のとおり開催する。  
応募を希望する法人は原則として参加すること。

ア 日 時 令和5年12月19日（火）午後1時30分から

- イ 会 場 白山市役所4階 402会議室
- ウ 内 容 委託業務内容及び応募書類の確認等
- エ その他 別紙「公募説明会参加申込書」により申し込むこと。  
(受付期間は、質問受付と同様)  
なお会場の都合により出席者は1応募者につき3名以内とする。

**14 応募の取り下げ**

応募を取り下げる場合には、様式11により取り下げること。

**15 受託候補者の選定及び決定**

- (1) 市が設置する選定委員会において、応募者ごと（応募者担当3名以内）にプレゼンテーション（ヒアリングを含む）を行う。
- (2) 応募書類及びプレゼンテーションの結果に基づき、選定委員会で受託候補者を選定し、市がセンターを運営する能力等を総合的に勘案し、委託先を決定する。
- (3) 選定結果は応募者全員に通知する。
- (4) 選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

**【審査項目】**

項 目	内 容
基本事項	応募動機や運営に関する基本的な考え方
	経営状況等
	公正・中立な事業運営の確保
体制整備	職員配置や職員の研修等の考え方
	施設等の開設及び配備計画
事業方針	包括的支援事業、総合事業及び指定介護予防支援業務等に関する提案
	個人情報保護や24時間対応など危機管理体制の確保

**16 選定後の手続き**

- (1) 市は選定結果の通知後、受託候補者と業務開始に向けて協議を行う。受託候補者はセンター開設に向けた準備を速やかに行うこと。
- (2) 受託候補者の決定後、受託候補者が受託を辞退した場合、人員体制や設備の欠格等により市が受託候補者に業務を委託することが困難となった場合など、市に損害が生じたときは、その費用を請求する場合がある。
- (3) 業務が円滑に開始できるようにするため、業務の引継ぎ、事業計画の作成、研修への参加等を、業務開始日までにを行うものとする。なお、選定された法人の事情により事業の実施ができなくなった場合でも、市は準備に要した費用等を補償しないものとする。

## 17 今後のスケジュール予定

内 容	日 時
公募説明会	令和5年12月19日(火)
応募受付	令和5年12月20日(水)～ 令和6年1月26日(金)
書類審査及びプレゼンテーション	令和6年2月中旬
選定及び選定結果連絡	2月下旬

## 18 問い合わせ及び書類提出先

白山市健康福祉部長寿介護課 担当：新谷・吉田

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL： 076-274-9529 (直通)

FAX： 076-275-2211

メール：[choujyu@city.hakusan.lg.jp](mailto:choujyu@city.hakusan.lg.jp)